

「やまなしIT人材育成特区」新旧対照表

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>本県では、平成16年3月、「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会」の実現を目標に掲げ、申請や届出など行政手続きの電子化の推進など行政サービスや教育、防災、医療、交通などの公共サービスへのIT利活用を推進するとともに、そのために必要な高速情報通信基盤（情報ハイウェイ）の整備などIT環境の充実に向けた「やまなしITプラン」を策定した。</p> <p>一方、中小企業では、IT機器の導入のための投資やメンテナンスにかかる人件費などが大きな負担になることから、IT関連のアウトソーシングによる経営のスリム化の効果は大きい。</p> <p>また農林業の分野でも、インターネットを活用して、生産者と消費者が直接結びつくことが可能となり、消費者ニーズを的確に把握できるようになり、一次製品の市場拡大を支援する要因となっている。</p> <p>現在、県内企業の電子商取引実施率<u>40.4%</u>（H17年8月現在：商工総務課）、コンピュータ活用の授業ができる教員の割合<u>62.7%</u>（H16年3月現在：義務教育課、高校教育課）、初級システムアドミニストレータ試験合格率<u>27.3%</u>（H18年6月現在：経済産業省）、「やまなしITプラン」で掲げた平成25年度までに達成すべき目標、70%、100%、35%を実現すべく各般の事業を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>本プランの実現のためには、IT人材の育成確保が重要な課題である。</p> <p>本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレー</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>本県では、平成16年3月、「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会」の実現を目標に掲げ、申請や届出など行政手続きの電子化の推進など行政サービスや教育、防災、医療、交通などの公共サービスへのIT利活用を推進するとともに、そのために必要な高速情報通信基盤（情報ハイウェイ）の整備などIT環境の充実に向けた「やまなしITプラン」を策定した。</p> <p>一方、中小企業では、IT機器の導入のための投資やメンテナンスにかかる人件費などが大きな負担になることから、IT関連のアウトソーシングによる経営のスリム化の効果は大きい。</p> <p>また農林業の分野でも、インターネットを活用して、生産者と消費者が直接結びつくことが可能となり、消費者ニーズを的確に把握できるようになり、一次製品の市場拡大を支援する要因となっている。</p> <p>現在、県内企業の電子商取引実施率<u>42.4%</u>（H18年8月現在：商工総務課）、コンピュータ活用の授業ができる教員の割合<u>79.8%</u>（H17年3月現在：義務教育課、高校教育課）、初級システムアドミニストレータ試験合格率<u>20.0%</u>（H19年6月現在：経済産業省）、「やまなしITプラン」で掲げた平成25年度までに達成すべき目標、70%、100%、35%を実現すべく各般の事業を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>本プランの実現のためには、IT人材の育成確保が重要な課題である。</p> <p>本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレー</p>

タ試験」や「基本情報技術者試験」は、プランの推進に寄与することはもとより、将来、テクニカルエンジニアや上級システムアドミニストレータなどの質の高いIT人材育成につなげていくためにも、取得が不可欠なIT資格であり、したがって、この資格取得者の増加は、IT人材の裾野を広げ、産業界が求める質の高いIT人材の確保・育成を意味している。

別紙 1

別添資料 1

< 新規 >

タ試験」や「基本情報技術者試験」は、プランの推進に寄与することはもとより、将来、テクニカルエンジニアや上級システムアドミニストレータなどの質の高いIT人材育成につなげていくためにも、取得が不可欠なIT資格であり、したがって、この資格取得者の増加は、IT人材の裾野を広げ、産業界が求める質の高いIT人材の確保・育成を意味している。

別紙 1 - 1

別添資料 1 - 1

別紙 1 - 2

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、1 1 4 5) 修了者に対する初級システム
アドミニストレータ試験の午
前試験を免除する講座開設事
業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 サンテクノカレッジ

所在地：山梨県甲斐市竜王新町 1 9 9 9 - 5

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会

所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別
館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(J検併用
コース)

別添資料1-2のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経
済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P
A)に相談を行い、助言があった場合には対応することと
する。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履
修項目の一部について、民間資格を取得するための試験
「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用
試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であ
り、なおかつ当該講座の出席率(80%以上)をもって履修
した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定
める。これらの有資格者に対し(3)の規定により当該試
験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基
準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政
法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用し
て修了認定に係る試験を実施した場合は、I P Aの定める
合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興
会が作成し、I P Aの審査によって認められた問題を使用
する。またI P Aの審査の結果適切であると認められなか

った場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。

上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報活用試験

試験科目：1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1)データと情報
		(2)情報の表現方法
		(3)情報の活用、情報処理の手順
		(4)情報の収集と発信
		(5)情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1)パソコンシステムとその環境
		(2)オペレーティングシステム
		(3)ファイルシステム
		(4)パソコン関連機器とインタフェース

<p>< 新規 ></p> <p>< 新規 ></p>	3	ネットワーク の利用	<u>(1)情報通信ネットワークの概要</u> <u>(2)インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア</u> <u>(3)モバイルコンピューティング</u> <u>(4)ネットワーク上のパソコンの管理</u>
	4	情報ネットワーク社会への 対応	<u>(1)情報ネットワーク社会に関する用語・知識</u> <u>(2)社会におけるコンピュータの利用</u> <u>(3)知的財産権</u>
	5	情報セキュリティ	<u>(1)ネットワークセキュリティ</u> <u>(2)コンピュータセキュリティ</u>
	<p>5 <u>当該規制の特例措置の内容</u></p> <p>本特例措置は、<u>当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する 情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。</u></p>		
	<p><u>別添資料 1 - 2</u></p>		
	<p><u>別紙 2 - 3</u></p>		
	<p><u>1 特定事業の名称</u></p>		

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 サンテクノカレッジ

所在地：山梨県甲斐市竜王新町1999-5

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会

所在地：東京都千代田区九段北4-2-25私学会館別館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(J検併用コース)

別添資料2-3のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定(J検)情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講

座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、IPAの審査によって認められた問題を使用する。またIPAの審査の結果適切であると認められなかった場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。

上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報システム試験

試験科目：基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

<p>< 新規 ></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center; padding: 5px;">出題分野</th> <th style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">出題項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">コンピュータ 科学基礎</td> <td style="padding: 5px;">(1)数値表現とデータ表現の種類 (2)数値とデータの表現方法 (3)演算と精度 (4)文字の表現 (5)その他のデータ表現 (6)情報と論理 (7)基本データ構造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;">2</td> <td style="padding: 5px;">コンピュータ システム</td> <td style="padding: 5px;">(1)プロセッサアーキテクチャ (2)メモリアーキテクチャ (3)バスアーキテクチャ (4)補助記憶 (5)入出力アーキテクチャ (6)オペレーティングシステム (7)ファイル管理</td> </tr> </tbody> </table>		出題分野	出題項目	1	コンピュータ 科学基礎	(1)数値表現とデータ表現の種類 (2)数値とデータの表現方法 (3)演算と精度 (4)文字の表現 (5)その他のデータ表現 (6)情報と論理 (7)基本データ構造	2	コンピュータ システム	(1)プロセッサアーキテクチャ (2)メモリアーキテクチャ (3)バスアーキテクチャ (4)補助記憶 (5)入出力アーキテクチャ (6)オペレーティングシステム (7)ファイル管理
		出題分野	出題項目							
	1	コンピュータ 科学基礎	(1)数値表現とデータ表現の種類 (2)数値とデータの表現方法 (3)演算と精度 (4)文字の表現 (5)その他のデータ表現 (6)情報と論理 (7)基本データ構造							
	2	コンピュータ システム	(1)プロセッサアーキテクチャ (2)メモリアーキテクチャ (3)バスアーキテクチャ (4)補助記憶 (5)入出力アーキテクチャ (6)オペレーティングシステム (7)ファイル管理							
	<p>5. <u>当該規制の特例措置の内容</u></p> <p>本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、<u>認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。</u></p>									
	<p>別添資料 2 - 3</p>									